

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月27日

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の名称】 実績配当型金銭信託(信託のチカラ)りそな日本国債オープン

【発行者(受託者)名称】 株式会社りそな銀行

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩 永 省 一

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 りそな銀行 信託年金サポート部
グループリーダー 並 木 哲 雄

【電話番号】 03(6704)2111(代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【臨時報告書の提出理由】

実績配当型金銭信託(信託のチカラ)りそな日本国債オープン（以下、「当信託」といいます。）につき、信託を終了することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(イ) 信託の終了の年月日

- ・ 2025年4月25日

(ロ) 信託の終了に係る決定に至った理由

- ・ 当信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、指定単独運用信託を通じて、主に日本国債を投資対象として運用を行ってまいりましたが、長期間にわたり信託報酬等を上回る収益を獲得することが困難な状況が続いています。今後の日本国債のマーケット環境は金利の上昇圧力が高まる局面が続くことが予想される中で、当信託が目指す「安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長の実現」には依然として厳しい状況が続くと分析しております。
- ・ 以上の分析を踏まえ、指定単独運用信託の支払停止事由（指定単独運用信託の信託約款第17条に定める「その他受託者が必要であると認めるとき」）が生じていると判断し、指定単独運用信託について支払停止及び強制終了を行うことを決定いたしました。これに伴い、当信託についても、支払停止事由（信託約款第20条（1）に定める「指定単独運用信託について当該信託の定める支払停止がなされている場合または、指定単独運用信託につき当該信託の強制終了が決定したとき」）が生じていることから、支払停止を行った後、強制終了を行うことを決定いたしました。

(ハ) 法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

信託の終了に関する事項は、以下の方法により情報の提供又は公衆の縦覧に供します。

- ・ 当信託の知れたる受益者に対し、書面をもって通知します。
- ・ 当社の店頭に表示します。